

和歌山県立自然博物館 「博物館実習生受け入れ要項」

1 趣旨

自然博物館では、将来の博物館発展に欠くことのできない後継者育成の観点から、博物館法施行規則第1条備考3に基づく大学からの博物館実習生受け入れ要請に対して、当館の業務に支障を来さない範囲において、将来学芸員をめざす学生に博物館実習の機会を提供します。

2 実習対象者

実習対象者は、以下の条件をすべて満たす者とします。

- (1) 大学において、**学芸員になるための資格を取得するのに必要な単位**を既に修得済み又は現在履修中の学生
- (2) 生物学又は地学に関する専門分野を専攻している学生
- (3) 和歌山県内に所在する大学に在学中の学生又は和歌山県出身者で帰省先が和歌山県内にある学生
- (4) 学芸員として博物館等で勤務する意欲を強く抱く学生

3 受入定員

当館で受け入れる実習生の定員は、次のとおりとします。

和歌山大学の学生 3名以内
和歌山大学以外の学生 3名以内

4 実習期間

原則として毎年9月中旬の当館が指定する6日間

5 実習内容

第1日目は当館の施設概要、事業概要等の説明及び館内諸施設等の見学

第2日目から6日目までは、当館であらかじめ設定した実習分野の中から実習生が選択した分野を、1日単位で5日間（5分野）行います。

6 申込受付期間

毎年3月1日から7日までの間

7 申込手続（和歌山大学以外の学生）

- (1) 実習を希望する人は、本人が在籍する大学名、所属学部、専攻分野、氏名、〒住所、連絡先（電話番号・メールアドレスなど確実に連絡可能なもの）、帰省先の住所、電話番号、当館での実習を希望する理由（400文字程度）を明記したものと、84円切手を貼った自分のあて先を明記した返信用封筒を同封して、当館博物館実習係あての封書にて**6**の期間中必着で申し込んでください。
- (2) 当館では申込み者が3名を超える場合は抽選により3名を選出し、**2**の条件をすべて満たしていることを確認のうえ内定を通知し、その他の人には抽選もれの旨を返信用封筒にて1週間以内に通知します。
- (3) 内定通知を受けた人は、5月末までに所属する大学の博物館に関する科目担当教官、学部長又は学長名で当館館長あて実習依頼文、当館所定の実習生カード及び誓約書を提出してください。
- (4) 当館では実習生カード等を審査のうえ、実習希望者あて受諾文書及び実習日程表を送付します。
- (5) 実習生は、実習期間の2～3週間前に、当館実習担当者あて最終確認の連絡を行ってください。
- (6) 実習生カードの内容が、(1)の申込内容と相違する場合は、内定を取り消す場合があります。

※ 和歌山大学の学生は、和歌山大学側で学生の推薦が行われた後、(3)からの手続きとなります。

8 実習費用

原則として無料です。

9 その他

- (1) 実習中の事故については、当館では一切責任を負わないものとします。
- (2) 次に該当する事実があった場合、次年度から所属大学の実習生受け入れを断ることがあります。
 - ・実習生が故意に当館の施設及び博物館資料等に損害を与えた場合
 - ・実習に取り組む意欲が明らかに欠如している場合